

◆火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出をする方

◆煙火打上げ・仕掛け届出をする方

林野火災注意報・林野火災警報が 発令されていませんか？

由利本荘市では、令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始しています。
発令時、火の使用の制限地域を指定します。

林野火災注意報

乾燥や小雨により、林野火災の予防上、
注意が必要な気象状況となった場合

※当日に降水が見込まれるときや積雪がある
ときは、発令しない場合もあります。



屋外の火の使用は

**しないで
ください！**

林野火災警報

林野火災注意報の発令基準
＋
強風注意報発表

※下記の火の使用の制限に従わなかった場
合、罰則が科されます。



屋外の火の使用は

禁止です！

※花火大会などの場合、消防署（消防団）警戒体制のうえ、実施を認めることもあります。

◆屋外の火の使用の制限（由利本荘市火災予防条例第 38 条）

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
6. 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

お問い合わせ

由利本荘市消防本部予防課 22-4287

由利本荘市消防署 22-0011

市ホームページ



←周知方法などはこちら

🚒 ご協力お願いいたします 🇯🇵